

公園での移動販売の試行実施結果について（情報提供）

日頃から、本市福祉行政の推進に御理解・御協力を賜り心からお礼申し上げます。平成30年10月に定例会で御説明しました、公園での移動販売の試行実施は問題なく終了したため、この結果を受けて、4月から本格実施することになりましたのでお知らせします。

なお、今後の手続きについては、区福祉保健センターでの事前確認の上、土木事務所で申請をお受けすることとなりました。今後、買物困難者のための移動販売を目的として公園の使用許可申請をされる場合は、事前に福祉保健センターまで御相談くださるようお願いいたします。

1 公園における移動販売の試行実施結果について

- (1) 目的 公園での移動販売の実施にあたって安全面などの配慮事項の確認
- (2) 時期 平成30年12月～3月の金曜日午後14時～1時間程度
- (3) 実施場所 川井本町公園（旭区川井13-11）
- (4) 実施方法 すでに地区内で移動販売を実施している事業者が実施
- (5) 実施結果 安全面等について問題なく実施できました。

2 本格実施（申請手続き）について

買物困難者の生活支援を目的とする移動販売を公園で実施する場合、申請者（自治会町内会等）は、予め福祉保健センター長の確認を得た上で、公園管理者（土木事務所等）に行為許可申請を行います。

(1) 実施時期

平成31年4月1日から実施します。

(2) 許可期間

最大6か月とし、更新は可とします。

(3) 実施条件等

ア 買物支援移動販売の実施に係る行為許可申請者は、一定の地域代表性を有する団体を想定しており、自治会町内会等に限りません。

イ 営利のみを目的とした物品の販売は従来どおり認められません。

ウ 公園は誰もが自由に使うことができる公共空間であることから、買物困難者への生活支援を目的とした行為であっても無条件に認めるものではありません。他に買物支援移動販売の巡回先としての適地がなく、公園の利用や管理に支障がない等、相当の理由がある場合に限りません。